

平成31年第3回芦北町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 平成31年3月12日（火）午後 1時30分
- ・閉会日時 平成31年3月12日（火）午後 2時15分
- ・開催場所 芦北町地域活性化センター 2階大会議室
- ・出席農業委員 10名
 - 1番 井川 輝征 2番 尾上 春樹 3番 宮本 和市
 - 5番 谷口 孝一 6番 塚本 壽 7番 草野 義雄
 - 8番 田口 昭広 9番 寺本眞理子 10番 阪口 修一
 - 11番 片山 幸弘
- ・欠席農業委員 1名
 - 4番 藤井 雅史
- ・出席農地利用最適化推進委員 10名
 - 1番 本郷 昭博 2番 牧 正徳 3番 中川 光春
 - 5番 田口 宗一 6番 下崎 省一 7番 宮島 正文
 - 9番 道園 浩二 11番 木川 保 13番 野田 和夫
 - 14番 洲上 米作
- ・欠席農地利用最適化推進委員 5名
 - 4番 矢野 解光 8番 坂口 恵美子 10番 小崎 良一
 - 12番 一川 清 15番 山田 和治
- ・農業委員会事務局職員 出席者
 - 事務局 長 福田 貴司 事務局 次 長 平田 秀臣
 - 係 長 川田 康幸 参 事 白菊 大志
- ・議事
 - 日程第1 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第2 報告第 6号 農地法第53条第1項の規定による届出について
 - 日程第3 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
 - 日程第4 議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
 - 日程第5 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
 - 日程第6 議案第11号 農用地利用集積計画の審議について
 - 日程第7 議案第12号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）
 - 日程第8 議案第13号 芦北町農業委員会農地あっせん事業実施要綱の制定について

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から平成31年第3回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 4番、藤井委員、4番、矢野推進委員、8番、坂口恵美子推進委員、10番、小崎推進委員、12番、一川推進委員、15番、山田推進委員から欠席の報告がっております。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は1番、井川輝征委員、2番、尾上春樹委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第5号「農地法第18条第6項の規定により通知について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
福田局長	はい。
片山会長	福田局長。
福田局長	みなさん、こんにちは。本日ご提案しております議案の説明につきましては、担当係長から説明させます。ご審議の程よろしく願いいたします。
川田係長	報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので報告するものです。 1番 土地の詳細、賃貸人、賃借人の詳細については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。解約後は賃貸人本人が管理するそうです。 2番 土地の詳細、賃貸人、賃借人の詳細については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。解約後は、後の審議で説明しますが、賃貸人から農業公社をとおして、賃借人が農地の取得を行うということです。 3番・4番は関連がありますのでまとめて説明します。 農地中間管理事業の合意解約です。 土地の詳細、賃貸人、賃借人の詳細については記載のとおりですが、3番の賃借人から4番の賃貸人へ農地を返すということです。これは、賃貸人が贈与をするために解約を行うものです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第5号について、質疑ありませんか。

	(質疑なし) 質疑なしということですので、報告第5号についてはこれで終わります。 次に報告第6号「農地法第53条の規定による届出について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
川田係長	報告第6号 農地法施行規則第53条の規定による届出について 農地法施行規則第53条の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 本報告は、芦北町による町道及び役場本庁舎の駐車場用地への転用です。 詳細は資料1により説明します。資料1をお願いします。 資料の見方ですが、路線名は町道の路線名です。所在地、地目、台帳面積は買収前のものです。 買収面積が転用面積になります。表の右側の買収後地番が転用箇所の所在になります。 資料の1ページから4ページの3段目までが町道への転用で、4段目・5段目が役場本庁舎の駐車場です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第6号について、質疑ありませんか。 6番、塚本委員。
塚本委員	公共工事で、私たちの審議外になる訳ですけれども、一つ困った問題がありまして、どのようにしたらいいかということとは、私も分かりません。気づいたところですのでお話をしておきたいと思います。農地を大量に転用すると、残された農地というのは水路とか農道とか管理の範囲は従前と変わらずに、面積や人が減って管理が難しくなっていくます。さらに水路については電気で揚げている所については固定費として決まっていますけれども、こうやって面積が減ると、面積当たりの単価が上がって生産原価が上がってくるわけですね。これで今困っているという所では、花東の高速道路があって、これも公共工事です。固定費は電気代の総額は聞いていませんが、2倍になったり3倍になったりと反当りの経費がですね。これは即農業者の生産したものに転嫁できるものではなくて、農業者が負担していくような格好になる訳ですね。公共工事で用地だけを取得して、その経費が増えた分は農家で負担するのではなくて、何とかできないものだろうかという風に思っているところです。以上です。
片山会長	はい、ただ今の件につきまして、即答というのは難しいと思いますので、いろいろ

	ろ検討させていただきますので、ご意見としてお聞きして検討させていただきます。
塚本委員	すぐに返事をできるというわけではないと思いますけれども、農家に一方的に負担が増えてくるということが、何とか解決しないといけない問題だと思っています。すぐできるような話ではないと分かっています。
片山会長	そういうご意見として受けとめ、検討させていただきます。 他に報告第6号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第6号についてはこれで終わります。 次に議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の3ページをお願いします。 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、夫が亡くなり、労力不足のため、親族へ贈与する。譲受人事由ですが、親族から贈与を受け耕作管理する。となっています。 総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は「中園バス停」の北側約100m及び200mの位置で2か所になります。現地確認では、申請地①は基盤整備も済んでおり、水稻を作付けしているということでした。申請地②は野菜を作付けしてあり適正に管理されていました。 調査書の1ページをお願いします。契約の種類は贈与、申請理由は、夫が亡くなり県外に移住しており、労力不足で耕作管理が困難なため、夫の弟へ贈与するということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 2番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なので売り渡す。譲受人事由ですが、隣地に自己所有地があるため買い受け一括管理する。となっています。 総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は告、桑沢見集落の南側になります。現地確認では、休耕地でしたが年1回程度の草刈等の管理はしてあり、買受後は、茶畑として利用するということです。

	調査書の２ページをお願いします。契約の種類は売買、申請理由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、隣地に農地を所有している譲受人へ売り渡す。ということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 １番の案件を２番の尾上委員にお願いします。
尾上委員	６日に、野田推進委員と事務局で現地を確認しました。所有者が県外に住んでおられるということで、親族に贈与するということでした。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の野田推進委員から何かございましたらお願いします。
野田 推進委員	３人で立ち会いました結果、尾上委員の説明どおり、適正に管理されていますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	２番の案件を３番の宮本委員にお願いします。
宮本委員	現地は集落の上の方で、田んぼですが水はけが悪く水の管理が難しいところで、譲受人の若い後継者がお茶を作ることですので、大変いいことだと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の木川推進委員から何かございましたらお願いします。
木川 推進委員	宮本委員と事務局で現地を確認しまして、田んぼで稲を作っていた感じだったのですが、お茶を作ることでした。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第８号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 「所有権移転の部」１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番について、異議ありませんか。

	(異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の4ページをお願いします。 議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。 農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 1番。申請地の詳細及び申請人の住所、氏名については記載のとおりです。転用目的は植林です。 総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、「塩浸ふれあい広場」から東側約150mの位置になります。現地確認では、周囲は山林化しており、植林しても周辺に影響はないと感じました。 総会資料の4ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。図面のとおり杉75本、ヒノキ75本を植林する計画です。ピンク色総会資料5ページをお願いします。農地の広がり約1.9haです。 調査書の3ページをお願いします。立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 申請理由及び代替の可能性ですが「申請地周辺は山林化しており、いのしし等の被害があるため植林し山林として管理する。」ということです。 代替性については、転用目的が植林であるため代替の可能性がないことを確認しております。 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を2番の尾上委員にお願いします。
尾上委員	一川推進委員と事務局と現地を確認してきました。手入れはしてありましたが、周りが山林になっておりまして、猪等の被害があるということで、植林をされるということでした。周りも植林してありましたので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。

	議案第 9 号について、質疑ありませんか。 6 番、塚本委員。
塚本委員	獣害とか耕作するのに不都合だということではやむを得ないことだと思いますけれども植林も、植林と言ったら杉や檜だということですのでではなく、ちょっと研究してみた方がいいと思います。すでに伐採時期が来ている木が山にたくさんあります。何か適当な樹種は無いものでしょうか。以上です。
川田係長	農業委員会へ対しての意見ではないと思いますが、申請者も立ち会った時に、計画では杉、檜を植える計画ですけれども、今何を植えたらいいか考えているとおっしゃっていました。一川推進委員がこういうのを植えたらいいかという提案をされていまして、申請者本人が何を植えたらいいか悩んでおられまして、いろいろな意見を聞かれている状況でございます。
塚本委員	地主さんもそれぞれ何を植えようかということで、手軽く杉、檜が思いつきやすいのですが、それに加えて農業委員会で何を植えろということではないと思いますが、この後の利用の方法については農林水産課でもどういうものが適当なものかというのを検討する必要があると思います。ここだけの話ではないということをお前提としています。ここだけで済む話だったらいいいのですが、農地を耕作する人はどんどん減っていく、休耕の農地が出てくる、どんどん増えていく、そういうものをどうやって保全していくか、その方法論の検討をしてほしいなと思います。
片山会長	ただ今の意見も幅広い視野で、今後検討させていただきますので、よろしくお願いします。
塚本委員	農業委員会だけですというのではなくて、その分野の専門的な人たちで検討してもらえればいいと思います。
片山会長	一例として、花粉の出ない杉とかありますが、そのあたりは検討させていただきますので、よろしくお願いします。 他に議案第 9 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

川田係長	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番。申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。 総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、ショッピングセンターペアの南側約 100m の位置になります。現地確認では、周囲も宅地化しており特に問題は無いと感じました。 総会資料の 7 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。排水は西側の排水路に排水するということでした。 総会資料 8 ページをお願いします。農地の広がりとは約 0.4ha です。 調査書の 4 ページをお願いします。契約の種類は売買です。 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり 10ha 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 申請理由及び代替の可能性ですが「申請者は現在、借家に住んでいますが、子供の成長とともに住居が狭くなったため住宅を新築する。」ということです。代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 2 番。申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は通路です。本案件は整理番号の 1 番で説明しました個人住宅の新築に伴う通路の整備になります。譲受人の持分が 1/62 であるのは、譲受人と譲渡人が共有で使用するため 1/62 の所有権移転になります。 総会資料の 9 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、先ほど説明した個人住宅の西側になります。 総会資料の 10 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 総会資料 11 ページをお願いします。農地の広がりを記載しております。 調査書の 6 ページをお願いします。契約の種類は売買です。 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり 10ha 以上ないため、第 2 種農地（そ
------	---

の他の農地) に該当します。

申請理由及び代替の可能性ですが「申請者は、住宅の新築に伴い通路を整備するものであるが、譲渡人も通路を使用するため、共有で申請するものです。

代替性については、個人住宅への通路であるため代替の可能性がないことを確認しています。

一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番。申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は排水路です。本案件も整理番号の1番で説明しました個人住宅の新築に伴う排水路の整備になります。譲受人の2名が共同で使用するため、持分1/2ずつの申請です。

総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、先ほど説明した個人住宅の北側になります。

総会資料の12ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

総会資料13ページをお願いします。農地の広がりに記載しております。

調査書の6ページをお願いします。契約の種類は「申請者A」は売買、「申請者B」は贈与です。

立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地(その他の農地) に該当します。

申請理由及び代替の可能性ですが、申請者Aは、住宅の新築に伴い排水路を整備するものであるが、申請者Bも排水路を使用するため、共有で申請するものです。代替性については、個人住宅の排水路であるため代替の可能性がないことを確認しています。

一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

本議案ですが、整理番号1番から3番まで申請者が同一であるならば一括して個人住宅で申請できますが、申請者がそれぞれ別であるので3つの申請となっております。

以上で説明を終わります。

片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番～3 番までの案件を 4 番の藤井委員が欠席ですので、担当地区の道園推進委員から何かございましたらお願いします。
道園 推進委員	事務局と藤井委員と現場を確認しました。今後住宅地が広がっていくなら、共有するという案件は出てくるのではないかとということで、勉強するつもりで拝見させていただきました。排水路につきましてはショッピングセンターの裏に排水路がありますが、それは湯の香橋の下に繋がっております。農地には一切行きません。周りは住宅地で何ら問題ないと思いましたので、どうかよろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 10 号について、質疑ありませんか。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 10 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 「所有権移転の部」1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 11 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 11 号 農用地利用集積計画の審議について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 所有権移転の部 1 番。これは農地中間管理機構の特例事業です。本案件は報告第 5 号の整理番号 2 番で報告した合意解約の後の所有権移転の手続きです。 土地の詳細及び所有権移転者の住所・氏名は記載のとおりです。

転売で転売価格は備考欄のとおりです。

賃貸借権設定の部 1 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 7 ページをお願いします。

2 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

3 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目はたばこで設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

4 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

5 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

6 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 8 ページをお願いします。

7 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

8 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

9 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目はたばこで設定期間は再設定の 10 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 9 ページをお願いします。

10 番・11 番につきましては、農地利用集積円滑化事業で J A を通した権利の設定になります。

利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

12 番から議案書 11 ページの 20 番まで農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。

利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。

全て転貸で設定期間も全て新規設定の 10 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

	議案書の 12 ページをお願いします。 使用貸借権設定の部 1 番～4 番につきましては、農地利用集積円滑化事業で J A を通した権利の設定になりますので、まとめて説明します。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりですが、1 番から 3 番までの貸人が J A を通して 4 番の借人へ権利を設定するものです。耕作する作目はサラダ玉ねぎで設定期間は新規設置の 5 年 2 ヶ月で期間借地になります。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 11 号について、質疑ありませんか。 5 番、谷口委員。
谷口委員	7 ページの 4 番ですが、果樹ということですが、何を植えられるのか教えていただきたいのと、果樹の場合、永年作物でありますので、水稻でも 10 年を設定されている所もありますが、この辺の経緯をお願いします。
片山会長	私とその地区の担当ですが、果樹はデコポンを現在植えてあります。谷口委員の言われるように、果樹の場合はできれば 5 年と相談に来られた時はそうやって指導していますけれども、本人たちの話し合いで決まりますので、3 年としてあります。理想的には永年作物ですので、期間は長くした方がいいとは思いますが。
谷口委員	新規だったので今から植えて、成るころに戻せと言われればと思って。
片山会長	現在、樹齢が 15、6 年くらいになります。相談に来られた時は 5 年くらいと指導はしております。 6 番、塚本委員。
塚本委員	12 ページですが、期間借地となっていますが、裏作だけを借りるということですね。
川田係長	そうです。
片山会長	塚本委員、よろしいですか。
塚本委員	はい。
片山会長	先程の谷口委員の件を事務局からお願いします。
川田係長	谷口委員から質問があったので、この耕作する作目という欄に果樹ではなく柑橘または品種名を今度から記載するようにしたいと思います。甘夏とかデコポンとか、下にはサラダ玉ねぎと書いてありますので、そのようにした方が分かりやすいかなと思いましたので、そのようにしたいと思います。以上です。
片山会長	他に議案第 11 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。

お諮りします。

所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。

賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。

2 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。

3 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。

4 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。

5 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。

6 番については宮島推進委員が関係しておりますので、宮島推進委員に一時退席を求めます。

(宮島推進委員一時退席)

それでは、お諮りします。

6 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。

「宮島」推進委員に入室をお願いします。

7 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。

8 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8 番については、原案のとおり決定しました。

9 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。

10番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。

11番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。

12番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、12番については、原案のとおり決定しました。

13番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、13番については、原案のとおり決定しました。

14番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、14番については、原案のとおり決定しました。

15番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、15番については、原案のとおり決定しました。

16番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、16番については、原案のとおり決定しました。

17番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、17番については、原案のとおり決定しました。

18番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、18番については、原案のとおり決定しました。

19番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、19番については、原案のとおり決定しました。

20番について、異議ありませんか。

(異議なし)

	異議なしということですので、２０番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 ４番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、４番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第１２号「農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の１３ページをお願いします。 議案第１２号 農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について 農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。 １番 申請地の詳細及び依頼者の住所、氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。 別紙資料２「非農地判断 現地確認資料」をお願いします。 １ページに申請地の位置図を載せています。申請地は紀伊産業の保養所から東側約２００ｍの位置になります。 ２ページに字図を載せています。 ３ページに現況写真を載せています。写真のとおり雑木などが生い茂り、山林化していました。 ４ページをお願いします。現地確認の調査結果ですが、雑木などが生い茂り森林の様相を呈しており、農地に復元が困難であることから、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。

	現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を 8 番の田口昭広委員にお願いします。
田口昭広 委員	事務局から説明がありましたように、紀伊産業の保養所の奥にあります。譲渡人は県外に住んでおられますし、管理する人もいないということで、写真を見てのとおりに、矢野推進委員と事務局で見たところ、完全に山にしないといけないという判断をしまいいりました。皆様方のご承認をよろしくをお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 1 2 号について、質疑ありませんか。 2 番、尾上委員。
尾上委員	議案書では地目が田になっておりますけれども、資料 2 では地目が畑になっておりますが、どっちですか。
川田係長	すみません。議案書が正しいです。登記簿上は田でございます。
片山会長	尾上委員、よろしいですか。
尾上委員	はい。
片山会長	他に議案第 1 2 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 1 3 号「芦北町農業委員会あっせん事業実施要綱の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 1 4 ページをお願いします。 議案第 1 3 号 芦北町農業委員会農地あっせん事業実施要綱の制定について 芦北町農業委員会農地あっせん事業実施要綱の制定について本会の議決を求めるものです。 本案件は別紙「資料 3」により説明します。 資料の 1 ページをお願いします。 まず、提案理由ですが最近、皆様もご存じのとおりですが、農地を売りたい、貸したい、又は農地を探しているなどの相談が多くあります。そこでこの相談に対応するため本事業を考案しました。 事業の目的ですが農地の有効利用、耕作放棄地の抑制等を目的に農地の流動化を積極的に推進するため、農地を貸したい人(売りたい人)及び農地を借りたい人(買

	いたい人) の情報を収集し、農地の流動化につなげることを目的としています。 2 事業内容ですが、事業の流れをフローチャートで記載しています。 まず、①農業委員会事務局が「まちだより」「広報あしきた」「ホームページ等」により「農地の出し手」や「受け手」を募集します。 ②「農地の出し手・受け手希望者」は「農地あっせん登録申込書」本資料の 3 ページが「出し手用」、4 ページが「受け手用」になりますが必要事項を記入し事務局へ提出してもらいます。 ③農業委員会事務局はこの情報に基づき現地確認を行い「農地あっせん台帳」本資料の 5 ページ・6 ページになりますが、この台帳に整理登録します。 ④と⑤農業委員・推進委員はこの「農地あっせん台帳」の情報を基に農地の出し手・受け手希望者との連絡調整を行い農地のマッチングを行います。マッチングが整った場合はその後の契約等の手続きがありますので、事務局の連絡をお願いします。 ⑥と⑦ですが農業委員会総会に提出する書類を作成し、議決後に契約成立となる事業になります。 3 事業の開始ですが平成 31 年 4 月 1 日から開始したいと考えております。 2 ページをお願いします。本事業の実施要綱(案)を記載しています。 3 ページが申込書(出し手用) 4 ページが申込書(受け手用) 5 ページがあっせん台帳(出し手用) 6 ページがあっせん台帳(受け手用)です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 13 号について、質疑ありませんか。 5 番、谷口委員。
谷口委員	この要綱というのはここで決まるのですか。
片山会長	先程説明しましたように、皆さんの同意があればここで決まります。 補足説明を事務局から。
川田係長	会長が要綱の制定をすることになるのですが、これは皆様方で実施していただく案件になりますので、総会に諮って皆様の同意を得るということで議決案件としております。
谷口委員	はい、わかりました。それと農地のあっせん事業が 3 組織ぐらいあると思います。 J A と中間管理事業と農業委員会、この 3 つですね。これがバラバラではものすごく効率が悪いということになります。年に何回かは会合をしているのですが、こう

	いう要綱が決まりましたら、7条の中にもありますが、頻繁にそういうデータをお互いにやり取りして、農地が荒れないような対策をしていくべきだと思います。我々も状況が全然わかりませんので、連携が必要だと思いますので、この件も含めてよろしくお願いします。
川田係長	私もそう思います。まず第2条を見ていただければと思います。第2条の(4)ですね。関係機関を書いておりますけれども、農地利用集積円滑化団体、これはJAを意味しております。そして、農地中間管理機構駐在員は農地中間管理機構を示しております。続きまして、第6条農地のマッチングという所ですが、農業委員、農地利用最適化推進委員及び関係機関、つまりここでJAや農地中間管理機構に情報を提供し連携する事業ということで要綱を考えています。谷口委員が言われたように、JAと農地中間管理機構と連携を取りながらあっせんを推進していく要綱でございます。よろしくお願いいたします。
片山会長	谷口委員よろしいですか。
谷口委員	はい、ぜひそうしていただきたくと効率が上がると思います。
福田局長	ご審議いただいております案件につきましては、いろいろな情報を正確にしっかり整理把握しましょうという大きな目的で、このような要綱に基づき対応していきたいという考え方で本日までご提案しているところなのですが、私たちもいろいろところから情報を集めまして、この要綱(案)を策定し事務事業のフローチャートを作ってご提案しているところなのですが、まず、これでやらせていただいてやる過程において、皆様方からいろいろなご意見が出てくると思います。そういうご意見を加味しながら、いい制度に作り上げていきたいという考え方を持っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。以上です。
片山会長	他に議案第13号について、質疑ありませんか。 6番、塚本委員。
塚本委員	事務局長の言われたとおり、現在保有している農地を何とかしてくれという話が出てくる状況です。これはいいタイミングではないかと思います。進めていただきたいと思います。私たちも協力していきたいと思います。
片山会長	貴重な意見ありがとうございました。 他に議案第13号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第13番について、異議ありませんか。 (異議なし)

	異議なしということですので、議案第１３番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは、引き続き、その他の連絡事項に入ります。
--	---